慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中世歌合諸本の研究(二) : 正治二年九月三十日院当座歌合を中心に、摂政家月十首歌合におよぶ・ 附校本
Sub Title	Study of medieval poetry contest records (2) : recensions of the in-toza poetry contest of Shoji 2. 9. 30, and of the Sesshoke tukijisshu poetry contest
Author	佐々木, 孝浩(Sasaki, Takahiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1998
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.33 (1998.) ,p.123- 170
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000033-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世歌合諸本の研究（二）

――正治二年九月三十日院当座歌合を中心に、摂政家月十首歌合におよぶ・附校本――

佐々木孝浩

はじめに

「正治二年十月一日仙洞当座歌合」を対象とした前稿（（一）『斯道文庫論集』第三十二輯、以下の「前稿」はこれを指す）に続いて、この歌合と密接な関係を有する、前日の九月三十日にやはり仙洞で催された当座歌合について、書誌学的事項を中心に検討を加えてみたい。

一　概要

ア　次第

本歌合の概要については、論述の必要上から前稿においてかなり言及したが、ここで改めて今少し念入りに確認してみたい。

本歌合の概要を知るのに重要な資料は二点ある。一つは『明月記』同日条であり、もう一つもやはり定家の、翌日付けの西園寺公経宛書状である。後者の書状は前稿でも取り上げたが、その書影を売り立て目録に見出され、その見難い写真を見事に解読され、有益な解説を加えられたのは、佐藤恒雄氏である。[1]自家における公的な記録たる日記と、私的な立場で書かれた書状という、同一人物の立場を変えた二つの報告が、辛うじて現在まで伝わった僥倖によって、決して後世から高い評価を与えられなかったにも拘わらず、本歌合の実態を把握することは比較的容易なのである。

先ず『明月記』の記事を挙げておきたい。この日の条文は国書刊行会本にも存しているが、それは冒頭部分のみで、当歌合に関する記述は存していない。しかしながら、これまた幸いなことに、一条兼良による明月記の抜出に当該部分が納められているのである。[2] ここでは熊本大学永青文庫蔵『明月記歌道事』（中院通勝写・慶長元年玄旨識語）に拠ることとしたい。

卅日、未時許退下之間、大府卿奉書云、今夕酉時可二参入一者、礼紙云、可レ祗二候西中門方一云々、此事不レ出レ望以前如レ此、殊以畏申了、入道殿先参給云々、昏参二三条殿一秉燭以後御共参院、令レ昇二西中門方一給、頭中将参会、奉行褒二格子遣戸御簾一奉レ入、可レ謂二本意一、暫在二此辺一、大宮相公依レ被レ招、於二閑所一謁談之間、内府又被レ謁二入道殿一、少時依レ召、参二着御前座一、御所被レ張二御簾一、北面弘庇、東西行敷レ帖為二公卿座一、内府・入道殿・宰相中将・頭中将在二此座一、後縁敷レ帖為二侍臣座一、隆信朝臣・予・範光朝臣・雅経・隆範今夜有レ召参云々・具親師光子・隆実等候、東砌下敷レ帖鴨長明一人参着、左前供レ花歌有二御感一被二召抽一云々、讃岐給二迎車一参、候二北対面一云々、入道殿承レ仰令レ献レ題給、各評定、月契多秋・暮見紅葉・暁更聞鹿、以二御使北面云々一被レ遣二権大納言許一、良久僅綴レ篇、大納言哥到来之後、人々哥次第伝取進レ之各不二進寄一、内府被レ置二文台一、次取聚天給二上北面一、於二閑所一被二結書番イ一云々、持参先一巻月題八番也随二書出一進レ之大蔵卿講師、参二御前一読二上之一、各可二評定一由雖レ有レ仰、下臈等不レ能レ申、内府大略評定、入道殿被レ定二申勝負一、以二二題一又持参、評定了後、予依レ召、自二座下一参二候御前一公卿座前、依レ仰引二直掌灯一臨病火消了召二家長指油一、随二入道殿仰一書レ之、忽々周章之間、全不レ加二刷詞一、為レ恥為レ恨、書了退下、又給二本所一付二作者一持参、内府被二読上一了、退下、今夜哥荒蕪之上、評定等区也、二首負一首持、旁以恐恥了、但哥殊非二遺恨一、予不レ加二讃詞一、人又不レ挙、御製不二伺知一之間、毎レ哥畏怖、毎時還無興者也、即退出鶏鳴

以下この日記記事に、書状の関連する記述を絡めつつ、歌合の様子を確認してみたい。

さて、前稿でも触れたように、この日定家は、正治初度百首の後初めて院の召しに与かったのであり、[3] 日記冒頭に付された見出しにも、「定家聴院昇殿事」と記されている如く、この日は定家と後鳥羽院の直接的な付き合いが始まった記念すべき日な

のである。大府卿（大蔵卿）範光の奉書で酉刻の参院を命ぜられた定家は、「此事不レ出レ望以前如レ此」と記し、書状にも「忽参上」とあって、その命が唐突なものであったことを記しているが、思いつくと止まらない後鳥羽院にとって、進上された正治初度百首に目を通して、その実力を知っていた定家[4]は、歌合を主催するに当たって欠かせない存在となっていたのであろう。

定家が参上した、歌合会場となる院御所二条殿の御前の座には、御簾の奥に院が座し、その北面の弘庇には、東西の線上に公卿（通親・俊成（釈阿）・公経・通具）の座となる帖が敷かれ、弘庇の後ろの縁に敷かれた帖は殿上人（隆信・定家・範光・雅経・隆範・具親・隆実）の座であり、東側の砌の下の帖は鴨長明一人の座で、北の対の面には、直接には見えないけれども、車で迎えられた讃岐が侍していたという。

そして、院命により、俊成が四字の題三つを出し、皆早速に案じ始め、人数を偶数にする為もあってか、参院していない忠良の許にも北面武士によって題が届けられ、折り返し忠良の詠が到着したところで、下座から手渡しで集められた詠草を、最上位の通親が院の御前の文台に置き、それらが上北面に渡され、別所で隠名歌合として結番されたという。定家の歌が、後鳥羽院や通親、そして院の若手の側近中で最初に本格的に歌いだした雅経と番われていることを理由に、佐藤氏は後鳥羽院自身が結番したのではないかと推測しておられる[5]。

先ず最初の題の分が書き終わったところで、元の場所に持ち込まれ、講師となった範光がこれを読み上げた。参加者全員で評定するようにとの院の仰せがあったが、定家等身分の低い者は、どれが御製だか判らないので、迂闊なことが言えないと畏怖して発言を憚かり、結局通親一人が意見を述べ、それを受けて俊成が勝負を定める形になってしまった。続いて残りの二題の分も同様に行われた。定家は書状においても、衆議判の時に恐れをなして発言を止めてしまったと白状している。

その後、定家は院の御前に召され、判詞の執筆を命じられた。昇殿を許された上に、執筆も託されたことを、定家は書状でも「面目過身、恐惶無極候」と感激している。その動揺と緊張の為もあって、手で持ち運ぶ灯りを、移動する際に油をこぼしたかして消してしまい、本歌合には参加していないが、後に院歌壇の重要歌人の一人となる家長に、追加の油を請う一幕もあったが、俊成の次々に発せられる判の詞を慌てながらも筆記し終えた。執筆の役は記述を整えたりするものであるのに、余裕が

無くてそれが出来なかったことを、定家は日記に、「為レ恥為レ恨」と記して後悔しているが、書状では、「執筆書詞候許にて、若後までも見る人もそ候と思候て」、衆議判の時には、「成恐て止候にし事ヲ」「申出」たと、その実状が記されている。日記といえども全て真実と考えてはならない良い例だが、それはともかくとして、通親の思いの儘の評定に、定家は黙り通せなかったのであり、作者のことを深く考えないで、通親の「月契多秋」題詠にも噛み付いたらしいことが書状に伺える。

実は、こうした定家の発言の実態を知る上で参考になる資料が、これまた幸いなことにもう一つ存しているのである。それは、やはりこの歌合の参加者であった、鴨長明の記した歌学書『無名抄』である。

又、御所御哥合に暁鹿をよみ侍し時、

今来んと妻や契りし長月の有明の月にを鹿鳴くなり

此哥は、「ことがら優し」とて勝ちにき。されど、定家朝臣当座にて難ぜられき。「素性が哥に僅かに二句こそ変りて侍れ、かやうに多く似たる哥は其句を置きかへて、上句を下になしなど作り改めたるこそよけれ、是はたゞ本の置所にて、胸の句と結び句とばかり変れるは難とすべし」となん侍し。

（「故実の躰と云事」、大系本）

これは、『近代秀歌』や『詠歌大概』に先立つ、定家の本歌取説を伝える発言として、古来重視されている一節で、頓阿の『井蛙抄』巻二の「取二本歌一事」でも、「一、本歌詞取過事」の項に「鴨長明抄云」として引用されている。『無名抄』の現代の諸注釈書でも、この「御所御歌合」が本歌合のことであることが指摘されており、目新しい事柄ではないのだが、日記と書状から伺われる状況を踏まえて改めて読み直してみたい。

長明はこの歌が、「ことがら優し」として勝ったと最初に記し、それに続いて定家が当座に非難したと、その発言内容を記している。この順序を尊重して、勝ったのは衆議判の時点で、定家が難じたのは判執筆の時点とは考えられないだろうか。無論定家の発言を衆議時と考えても良いのだが、現存伝本の判詞には、「右哥、いひしはかりといへる哥そ、むけにおなしさまに侍れと、左にはまさり侍らむ」（書陵部五〇一・五二一本、以下本歌合の引用はこの本に拠る）とあるばかりで、「ことがら優し」に相当する語は見当たらないのである。「いひしはか

りといへる哥」とは、『無明抄』に「素性が哥」とある、古今集歌「今こむといひしばかりに長月のありあけの月をまちいでつるかな」（恋四・六九一）であることは言うまでもなく、判詞は『無明抄』に見える定家発言を踏まえた記述になっているのも、その事を証していないだろうか。

この様に読めるならば、この『無名抄』の記述は、本歌合の衆議から判執筆に至るまでの過程を、具体的に伝える好資料であると、改めて評価することができるであろう。

さて、こうして判詞の執筆も済み、いよいよ作者名が付された歌合は、最後に通親によって詠み上げられて終了した。

定家は、この日の歌合を荒く粗雑な歌が多く、評定も斑があったと評しているが、その要因については、引き続き題や参加者等の面からも検討してみたいが、こと評定に関しては、隠名形式が上手く機能しなかったことが最大の原因であることは、書状における定家の白状が良く示していよう。[6]

イ　題

次第に続いては、俊成によって出題された、三つの題「月契多秋・暮見紅葉・暁更聞鹿」の特徴について確認しておきたい。

前稿で述べたように、正治二年に後鳥羽院周辺で催された歌合は、恋題が無いことを特徴としており、その点は本歌合も同様で、しかも季題のみであることは、七月十八日の当座歌合の三題「関路月・故郷虫・門田稲花」と共通している。題の主要素である「月・紅葉・鹿」の組合せは、特別に珍しいものでもなく、白河天皇主催の承暦二（一〇七八）年四月二十八日の内裏歌合と、続いて同月晦日に催された内裏後番歌合で出された、全十五題中の秋四題の内、「七夕」を除いた三題と一致するし、近いところでは、定家も出詠している、藤原経房主催の文治二（一一八六）年十月二十二日の歌合でも、五題の内「祝・恋」を除いた三題に一致するように、秋を代表する三題であると認定することができよう。[7]

また個別に見ると、「月契多秋」題は、『重家集』に「六条にわたりてはじめて会せしに、月契多秋」（五二六）との前例が見出せる。この会は承安四（一一七四）年頃の事と思われるが、[8]その歌が「やほよろづよろづの秋を我がやどに月とともにぞすみわたるべき」とあるように、祝賀性を有していることは注意せねばならないだろう。その傾向は本歌合でも同様であり、一番右の隆信詠「たえぬ雲井の庭の月これより後の万代の秋」

(二)、三番右の雅経詠「はこやの山の万代の秋」(四)を初めとして、後鳥羽院の万代を言祝いだ詠作が多く見られる。作者達はこの題に祝題としての性格があり[9]、かつ出題者俊成もそれを意図していることを良く知っていたのであろう。事実、俊成も「君かへん千とせの秋」(七番左、一三)と予祝の歌を詠んでいるのである。従って、この題は季題の性格も備えた、祝題とみるべきであろう[10]。となると今度は、同年七月〔六日〕の北面歌合の三題「松契多年・水辺月・初見紅葉」や、八月一日の新宮歌合の三題「社頭祝・池上月・野辺虫」等とも共通する出題であると言えるのである。

次の「暮見紅葉」題は、そのままの前例は無く、いわゆる寿永百首家集の一つ『広言集』に、「終日見紅葉」との題が見え(五四)、「白河会」と小書きで添えられていることから、歌林苑歌会で出題されたものと考えられる。このような題から影響を受けた可能性もあろうか。

「暁更聞鹿」題も、先例は未見だが、「(場所)+聞鹿(声)」との形は珍しくないし、『金葉集』巻三秋部には、良く似た「暁聞鹿」題(皇后宮右衛門佐・二二三)が見えている。「暁」と同意の「暁更」の形で四字題としたものには、『千載集』巻六冬歌の「暁更時雨」(摂政前右大臣(兼実)・四〇六、隆信・四〇七)を始め、「暁更廬橋」(林葉集・二八二・頼政朝臣会)、「暁更千鳥」(忠度集・五八)等があるので、「暁聞鹿」題を四字にした題と考えて良いであろう。

素材としてはありふれたものでありながら、三題共にそのままの形では先例が無いか少ないものであり、その点では特徴ある題と評することもできようか。俊成は、先例のある「月契多秋」の字数に合わせるためもあってか、「紅葉」や「鹿」といった素直な題に、「暮」や「暁更」等の時間の要素を組み合わせ、更に「月」と併せて、夜に関連する共通性を持たせようと意図したのではないだろうか。

本歌合は、それまでの院主催の歌合とは異なり、側近のみではなく、身分の高い者や、既に名のある歌人、あるいは初参加の者も多い、より公的な性格を有するものであったが、俊成もそのことを意識してか、それまでよりもやや複雑な題を出して、参加者の当座の題詠の能力が明らかになりやすく配慮したのではないだろうか。殊に、「月契多秋」題は少々難しかったらしく、「多秋心勝か」(一番)、「契字不分明」(七番)、「契心すくなし」(八番)等と、衆議の結果を纏めた判詞ですら、八番中

三番で題意の詠み込みが問題となっているのである。

ウ　作者

続いて、本歌合の作者の特徴を具体的に探ってみたい。

歌合本文末尾に付された作者一覧は、何時誰によって加えられたものか明らかではないが[11]、ここで気になるのは、その順序である。隠名歌合の作者一覧には、翌日の仙洞当座歌合のものや、同年の石清水若宮歌合の様に、初題の番の組合せのままに記すものもあるが、本歌合のものはそうなっていないのである。一応身分順のようではあるが、それならば、殿上人は『明月記』が記すのと同じに、「隆信・定家・範光・雅経・隆範・具親・隆実」と並ぶはずであるのに、一覧は「定家・雅経・範光・具親・隆信・(相模・讃岐)・隆範・隆実」となっているのである。未だその法則性を見出すことはできないが、とりあえずこの一覧の順を利用して検討を加えることとしたい。

全十六名の内、俊成は『詞花集』以来の勅撰作者であり、また『千載集』作者である者は、通親・忠良・定家・隆信・讃岐・長明の六名である。後に『新古今集』で初めて勅撰作者になるのが、院・公経・通具・雅経・範光・具親の六名で、遅れて『新勅撰集』で初入集を果たすのが隆実(後改名して信実)一人。残る相模と隆範の二名は勅撰作者になれずに終わっている。

この事を踏まえた上で、正治二年における歌人としての地位を確認するために、この年に催された、現存する歌合と両度の百首和歌への参加状況を、一覧表にしてみたい。参考として、年齢と、いわゆる熊野類懐紙によって確認できる、この年の院主催の歌会と[12]、和歌所が設けられて最初の歌合である、建仁元(一二〇一)年八月の和歌所影供歌合への参加状況、更に勅撰集への総入集歌数(　)内は新古今集入集歌数)とを付した。

・正治二年中後鳥羽院主催当座歌会(複数度)
・正治百首　初度の作者(二十三名カ)は○、第二度(十一名)のみの作者は●、両度の作者は◎
・仙洞十人歌合　正治二年九月十二日詠進下命　作者十名
・正治二年十月一日仙洞当座歌合　作者十四名
・石清水若宮歌合　正治二年後半　別当道清主催　作者六十六名
・和歌所影供歌合　建仁元(一二〇一)年八月三日　作者三十六名
・勅撰集入集数　(　)内は新古今集入集数(異本歌含む、本来別人歌でも表記がそうあれば含む、詞書中歌は含まず)

名前	年齢	当座歌会	正治百首	仙洞十人	十月当座	石清水	建仁影供	勅撰入集
女房	21	○	◎	○	○		○	257（36）
通親	52		○	○			○	32（6）
忠良	37		○	○			○	69（5）
俊成	87		○	判？		○	○	424（73）
公経	30	○			○	○	○	114（10）
通具	30					○	○	36（17）
定家	39		◎	○	○	○	○	465（46）
雅経	31	○	●	○	○	○	○	135（23）
範光	47	○	◎		○	○	○	3（2）
具親	?		●		○		○	21（7）
隆信	59		○	○		○	○	68（3）
相模	?					○		0（0）
讃岐	60		○				○	73（16）
隆範	27							0（0）
隆実	24		●					132（0）
長明	46		●		○	○	○	25（10）

前稿で確認したように、ある程度の年齢に達していて、翌日の仙洞当座隠名歌合に参加していない人物は、定家に思い通りの発言をさせる為に院が召さなかった者達であり、既に歌人としての力量が院に認められていた人物であると言えよう。俊成・通親・忠良・隆信、そして讃岐がこれに当たる。

範光や長明等は年齢が定家より上でも、翌日の歌合に参加していることは、院が彼らをどう考えていたかを知る上で参考になろう。同年中の当座歌会への参加が認められる様に、範光は近臣として院と一緒に歌を学び始めたものと考えられ、年齢はともかくも、初学者の一人と数えられていたのであろう。一方長明は、『明月記』に「歌有二御感一被二召抽一云々」とあり、『家長日記』にも「うたの事によりきたをもてへまいり、やかて和哥所のより人になりて」とあるように、院が目にした長明の歌が、既に成っていたと思われる家集のものであったか、具体的な下命時期が不明な正治後度の百首であったかも判らないが、その歌才が認められて召されたばかりであったのであり、院は自身の目でその力量を見極める為に、引き続いて翌日も召したと考えられよう。但し、注意しておかなければならないのは、長明の身分的な問題であろう。花を供えてあるのはその意味す

るところが判らないが、長明は砌の下に一人座らされているのである。正治後度百首や石清水若宮歌合での作者表記が、「散位従五位下鴨県主長明」となっているように、長明は早く応保元（一一六一）年に中宮叙爵で従五位下になっているのであるが、翌建仁元年三月十六日に通親邸で院の臨幸を仰いで催された影供歌合でも、『明月記』に「雖二五位一、其身凡卑、仍准二六位一」と注記されているように、院中でもあくまでも地下の扱いであったのであり、院は長明を、定家が恐れる対象として考えていなかった可能性もあろう。それはともかくとして、長明が召された事実からは、広く才能のある歌人を召し集めようとの院の意志が伺えるであろう。

同様な事は讃岐についても言えるのではないだろうか。院が「このころよに女の哥よみすくなしなとつねになけ」いていたことが、『家長日記』建仁元年八月頃の記述に見えている。

むかしより哥よみときこゆる女房せう〳〵侍。いんふくもん院の大輔も一とせうせにき、又さぬきみかはの内侍丹後少将なと申人〳〵も、いまはみなよはひたけてひとへにのちのよのいとなみしてこゝかしこのいほりにすみなれて、哥のこともすたれはてたれは、とき〳〵哥めされなとするも、念仏のさまたけなりとそうち〳〵はなけきあへるとき、侍。

（時雨亭文庫本）

院は、草庵生活を営み、内心は嫌がっている老婆にまで、時々歌を求めていたというのである。わざわざ車を遣わして讃岐を迎えていることなどは、正しくこの記述と一致する行為だが、ここにも後鳥羽院の和歌への興味の強さと、自身の主催する歌壇の形成に向けての熱意を感じることができるであろう。

さて、以上のように既成の歌人達を確認するにつれて目立ってくるのは、若い参加者達の多さであろう。具親も弘長二（一二六二）年九月の「三十六人大歌合」に現存歌人として撰ばれていることからすれば、この当時は未だ三十に達していなかったのではないかと思われる。[13] その具親は、『明月記』に「師光子」と注されているが、その父は、寿永百首家集が存し、正治初度百首作者となり、後に「千五百番歌合」の判者ともなった程の歌人である。具親の妹宮内卿が正治初度百首の作者に撰ばれたことも含めて、具親が院に召された背景には父の存在があるものと思われる。また、通具は通親の二男で、後の新古今撰

者であることは言うまでもない。院の譲位後直ちに院の殿上人に加えられ、正治元年八月熊野御幸の途次に住吉社で催された三首歌会や（穂久邇文庫蔵懐紙）、この年の七月十八日の当座歌合に（夫木抄・五〇四〇）も出詠しており[14]、既に院側近歌人の一人であったと認めうるが、やはりそれも父の権勢故と認められよう。隆範・隆実は隆信の息[15]で、『明月記』では隆範に「今夜有ノ召云々」と注しており、やはり隆実共々父親の運動が実っての参加であったのであろう。

以上の如く、若年の作者は皆、名のある歌人の子息であり、新しい才能を発掘したい院の希望はもとより、親の期待も担って、歌壇の構成員になるための試験としての性格を有する、歌合の座に臨んでいたことが伺われるのである。

通具や具親が合格したことは、和歌所影供歌合の作者に撰ばれたことで明らかであるが、隆信の二人の子の内、隆範は、同年十二月九日の良経家詩歌合で、父や定家等と共に和歌作者となった（明月記）のが確認できる程度で、院歌壇への参加は他に認められず、本歌合の時点で落第したかと考えられる。一方弟の隆実は、正治後度百首の作者になり、この年十一月から十二月にかけての熊野御幸に具奉し、その途次の歌会に参加してもおり（十二月三日と六日の会の懐紙が現存）、一旦は院側近の一人となっていたことが確認できるのだが、より一層登龍門としての性格を有していた、建仁元年二月八日の院主催十首歌会に[16]、通具や具親等と共に詠進したものの、落第してしまったらしく、以後の院主催の催しに召されなくなってしまう。

この表でもう一人年齢が不明なのは、女房の相模である。文治二（一一八六）年十月二十二日に藤原経房が催した歌合に「内相模」として出詠しているのが同一人物であるとすると、正治二年にはある程度の年齢に達していたものと考えられる。「内」とあることから後鳥羽天皇の女房であったと思われ、後鳥羽譲位後の石清水若宮歌合でも「内裏相模」とあるのは不審だが、先に挙げた『明月記』に登場しないことからすると、讃岐のようにわざわざ召されたのではなく、御簾の奥の後鳥羽院の側に侍っていたとも考えられ、また、院の側近のみでおこなわれた建仁元年九月十三夜の和歌所影供歌合に参加していること等からしても、やはり後鳥羽院の古参の女房であったのであろう。あるいは、『尊卑分脈』に、坊門信清の女子の一人順徳院女房従三位位（任トモ）子の母として見える、「院女房相模局」と同一人物であるかもしれない[17]。先に触れたように、女房

歌人の不足に嘆いていた院にとって、新古今に撰ばれていないことが象徴する如く、たとえ実力に難があっても、ともかくも一応歌の詠める側近の女房は貴重な存在であったのであろう。

エ　呼称

本稿の題目では、本歌合のことを、場所（主催者）・日時・形式等を明確にする為に、前稿で対象とした「正治二年十月一日仙洞当座歌合」と同様に、仮に「正治二年九月三十日仙洞当座歌合」と称した。こうした勝手な命名は学問上の非難を浴びても致し方ない所行と自覚しているが、こうした問題が起こるのも、今さら述べるまでもない事ながら、そもそも歌合に正式な名称というものが存在しないことが多い故のことと思われるので、本歌合についてもその点を確認しておきたい。

本歌合には既に二種の翻刻が存しているが、昭和三十二年刊行の桂宮本叢書第十四巻では、底本とした書陵部蔵（五〇一・五二一）本の外題をそのまま採って、「歌合廿四番」としているのに対し、同じ本を底本に用いた昭和六十二年刊行の新編国歌大観第五巻では、認識（識別）のしやすさを考慮してか、「院当座歌合 正治二年九月」となっている（因みに翌日の歌合も同様の名称である）。辞典類や研究書・論文等での呼称を列挙する余裕はないが、これ以上に多種多様な名称が登場していることは確かである。

それでは、本歌合は近世以前に於いてはどの様に称されていたのであろうか。現存伝本は僅かに三本で、それらでは、前述の「歌合廿四番」の他に、「仙洞歌合後鳥羽院」（島原図書館松平文庫蔵本外題）の名称が確認でき、残りの一本は、扉に「歌合」とあるだけ（書陵部蔵『歌合部類十五種』（一五一・三六一）所収本）である。他の文献での使用例を探しても、前者は後述する様に『新類題集』に見える程度で、後者は一例も見当たらない。

そもそも本歌合は、各地に伝わる歌合目録の類にも殆ど見えず、慶安二（一六四九）年頃の禁裏御文庫の蔵書を伝える『禁裡御蔵書目録』[18]にも該当する項目が無く、加えて現存伝本の数が三本しかないことが示すように、殆ど流布しなかったものと思われる。しかも辛うじて見出すことの出来る、水府明徳会彰考館蔵『歌合目録次第不同』（巳一三・〇七三一〇）でも、単に「歌合」とのみ記され、特定の名称がないままに伝わっていたことが伺われるのである。

したがって、現存伝本に記された名称は、おそらくその本か、そう遠く遡らない段階の本が、書写された際に仮に付けられた名称であり、あまり転写も受容もされなかったため、普及することなく終わったものと考えられるのである。

以上確認してきたように、本歌合は後鳥羽院歌壇生成期の最大の催しである正治初度百首の、一応の完成の後に初めて催された歌合であり、百首の出来映えも考慮して院自らが歌人の選定に関与し、俊成・讃岐・通親・忠良・隆信等、既に名のある歌人達で水準を保つ一方で、同年六月頃からの内輪の歌会によって共に詠歌を学び始めた学友とも称すべき側近や、有力歌人の子息達、さらには自身の眼鏡に叶った既成の歌人達をも集えて、隠名の形式を採って、その実力を明らかにしようとも試みた、後鳥羽院の自身の歌壇を形成しようとの熱意が籠もった催しであったと言えるであろう。しかしながら、その試みが上手く機能せず、院にとっても不満の残るものであったことは、翌日直ぐに歌合が催されたことに明らかであるし、定家も認めるように詠歌の水準も低いものであったことは、初心者が多く、題もやや難しいものであったことからも、致し方のないことであったかもしれないが、新古今集はおろか、その後の勅撰集に一首も入集しなかったことや、現存する伝本数に明白であろう。とはいえ、両日の歌合が、後鳥羽院と定家の親密な関係が始まる直接の契機になったことは、前稿でも確認したことであり、やはり両歌合が院歌壇の構成員に加わる為の試験的な性格を有していることとも併せて、後鳥羽院（新古今）歌壇生成期の実験的な試みとして、和歌史上見落とすことはできない催しであることは確かであろう。

三　現存伝本

前記の如く、本歌合の伝本数は非常に少なく、僅かに三本を数えるに過ぎないが、古筆切に類する資料の存在が判明したので、併せてその書誌事項を確認してみたい。前稿同様、先ず書誌を記し、続いて後で考察する本文以外の特徴について検討することとする。

書陵部蔵桂宮本（五〇一・五二一）本

〔江戸前期〕写　　一冊〔略称「廿」〕

袋綴。鳥の子色地浅縹色菊・薔薇・七宝唐草文刷表紙（二八・一×二〇・三糎）。左肩に霊元天皇宸筆の打付書で「歌合廿四番」とある。料紙は艶のある黄味を帯びた斐楮交漉紙。墨付一一丁（扉含む）。遊紙前後各一丁。字面高さ約二二・三糎。毎半葉一一行、歌一行書。扉上部やや右寄りに「歌合／　題／月契多秋／暮見紅葉／暁更聞鹿」と記す。内題はない。奥書識語なし。藍色不審紙あり。印記は「図書／寮印」（第一丁オ右上・方朱）。

『桂宮本叢書第十四巻』「歌合廿四番」と『新編国歌大観第五巻』「院当座歌合 正治二年九月」の底本であることは前述の通り。霊元院の外題を有し、藍色不審紙が存することからも、前稿で言及した通り、本伝本が『新類題和歌集』の撰集資料となった可能性が高いものと考えられる。猶、このことについては後述。

書陵部蔵桂宮本『歌合部類十五種』（一五一・三六一）本

〔江戸中期〕写　　三冊〔略称「部」〕

袋綴。青朽葉色地縦重条雲母引き表紙（（上）二四・八×一九・一、（中）二五・一×一九・一、（下）二四・九×一九・一糎）。左肩に打付書で「歌合部類　上（中・下）」（類の大を女と書く）とある。料紙はやや黄味を帯びた薄手の斐楮交漉紙。墨付、（上）八五丁、（中）五五丁、（下）九三丁。遊紙、（上）前後各一丁、「法住寺殿哥合」と「歌合建久六年正月廿日」の間に一丁、（中）前後各一丁、（下）後一丁。字面高さ約一九・二糎（法住寺殿哥合）。毎半葉一〇行、歌一行書。各々、（上）は①「法住寺殿哥合嘉應二年十月十六日卿相侍臣等合之」・②「歌合建久六年正月廿日」・③「（正治二年九月三十日仙洞当座歌合）」・④「院御哥合八月十五夜撰哥合建仁元年」、（中）は⑤の1「大比叡十五番」・⑤の2「小比叡十五番」・⑤の3「聖真子十五番」・⑤の4「八王子十五番」・⑤の5「客人十五番」・⑤の6「十禅師十五番」・⑤の7「三宮十五番」、（下）は⑥「八幡若宮撰哥合建仁三年七月十五日」・⑦「哥合建保四年閏六月九日入新勅撰二歌共詞書建保六年内裏哥合云々」・⑧「歌合建保六年十一月四日」・⑨「河合社哥合　寛元々年十一月十七日」を合綴。（中）は全一筆で、他の歌合は総て別筆。奥書は、（上）②に「明應七年八月四日」付の「蓮空」本奥書、（中）最奥に「承久三年後十月廿日」付の本奥書、（下）⑧に「正慶二年後二月廿七日」付の校合奥書、「延慶三年十一月二日書之　判」との本奥書がある。朱引・句読点が、（中）⑤の1・2に、藍不審紙が、（上）②・（下）⑥⑦⑧にあり。印記「図書／寮印」（（上）（中）第一

丁オ右上、(下)第一丁ウ左上、方朱)。

「〔正治二年九月三十日仙洞当座歌合〕」は、扉に「歌合」とのみあり。墨付一三丁(扉含む)、字面高さ約二〇・二糎。

俊成が判をした、嘉応二(一一七〇)年十月の「法住寺殿哥合(建春門院北面歌合)」が時期的にやや離れるが、その他は建久六(一一九五)年から寛元元(一二四三)年に至るほぼ五十年の間に催された歌合を集成し、成立年次が不確定な「〔慈鎮和尚自歌合〕」を中冊に配して、他を成立年次順に並べたもの。下冊⑦が典型的な冷泉様を示したりする寄合い書きで、いつ桂宮の所蔵となったのかはっきりしないため断定はできないが、桂宮家当主なり、院や天皇なりの貴顕の命で、集成が試みられたのであろうか。その選別基準や目的ははっきりしないが、これらにはある共通性が認められるようである。

この九歌合は、本歌合を除いて皆比較的伝本が多いものであるが、それらの伝本の所在に注目すると興味深い事実が浮かび上がってくるのである。即ち、本歌合を含めた全ての歌合は、他の伝本が書陵部に存し、しかも殆どが今問題とする『歌合部類十五種』と同じ桂宮本であり、加えて一つの例外を除いたすべてが霊元天皇宸筆の外題を有しているのである。これは単なる偶然であろうか。本来ならその一々について検討を行うべきであるが、今はその余裕が無いので、『図書寮典籍解題』や先学の御研究によって判る範囲で略述してみよう。

上冊の、①「法住寺殿哥合嘉應二年十月十六日卿相侍臣等合之」は、桂宮本五〇一・七四(霊元天皇外題)、同五〇一・六〇七(霊元天皇外題)と同系統(平安朝歌合大成三八二本文研究)であり、②「歌合建久六年正月廿日」は、桂宮本五〇一・六三四(霊元天皇外題)と同じ三題六十九番までの残欠本である。③「〔正治二年九月三十日仙洞当座歌合〕」にも前記の桂宮本五〇一・五二一(霊元天皇外題)がある。また④「院御哥合八月十五夜撰哥合建仁元年」には、同系統でないらしいながらも、他に三本(桂宮本五〇一・五八、同五一〇・五〇(智仁親王筆)、鷹司本二六六・三九六)がある(松野陽一氏『藤原俊成の研究』(笠間書院、昭48)による)。

中冊の、⑤「日吉社歌合」にも桂宮本五〇一・六一八(霊元天皇外題)と同五一〇・五四がある。

下冊の、⑥「八幡若宮撰哥合建仁三年七月十五日」は、桂宮本五〇一・七四(霊元天皇外題)と同系統(松野陽一氏『藤原俊成の研究』

による）であり、⑦「哥合建保四年閏六月九日」は新編大観底本だが、やはり桂宮本五〇一・六一七（霊元天皇外題）と同系統（新編国歌大観、藤平春男・兼築信行・今井明氏解題）で、⑧「歌合建保六年十一月四日」（正しくは五年）も桂宮本五〇一・五九五（霊元天皇外題）、同五一〇・五六の二本があり、⑨「河合社哥合　寛元々年十一月十七日」も新編大観底本だが、桂宮本五〇一・五九八（霊元天皇外題）が存しているのである。

唯一霊元天皇外題本の存さないのは、④であるが、この桂宮本『歌合八種』（五〇一・五八）は、院外題を有する『歌合卅二種』（五〇一・七四）と形が異なる（五〇一・五八は枡型）のみで、表紙や料紙等同装丁であり、両者には密接な関係が想定されるのである。

以上確認した様に、近世中期の書写と見られるこの歌合類聚は、近世前期書写の霊元天皇外題を有する桂宮本の歌合諸伝本と同系統の歌合が多く認められるのであり、その関係について総合的な検討が必要であると言えるであろう。この問題は今後の課題としたいが、後で本歌合についてその関係を具体的に検討して、一つの見通しを付けておきたいと考える。

島原図書館松平文庫蔵（一三八・五九）本

〔江戸前中期〕写　　一冊〔略称「島」〕

袋綴。紺色地雷文繋牡丹唐草文空押艶出表紙（二七・四×一九・五糎）。左肩具引き地緑・淡茶色手書き文布目題簽（一四・四×三・一糎）（痛みの為如何なる文様か不明）に、「仙洞歌合後鳥羽院」とある（本文別筆）。料紙はやや黄味を帯びた薄手の斐楮交漉紙。墨付一五丁。遊紙なし。字面高さ約二〇・八糎。毎半葉一〇行、歌二行書。内題なし。奥書識語なし。印記は①「尚舎源忠房」（第一五丁ウ左下・長方藍）、②「文庫」（①の下・朱横楕円陰刻）。

本伝本の形態的な問題は、書陵部の二本と異なり、一首二行書きである点であろう。総合的な検討を行った訳ではないが、島原松平文庫の歌合写本には、別に珍しくは無いことながら、歌を一行書きするものと、二行書きするものとが存し、稿者の全くの印象でしかないのだが、一行書きの伝本の方が、筆跡が比較的上手い印象があるのに対し、二行書きは、字が大きく贅沢な写し方ではあるのだが、写しが少々粗っぽく、手もやや劣るような印象を受ける。また布目紙の題簽も二行書きに限られ

るようであり、加えて「尚舎源忠房」と「文庫」の印肉の色も、一行書きの方が上品な澄んだ色に見えるのに対し、二行書きの方がくすんだ色に見えるのは気のせいであろうか。あるいは後者の方が書写年次が幾分下るのかもしれないとの印象を受けるのである。[21] もっとも、「文庫」印まで藍色であるものが存するのを初めとして例外も多く、きれいに二分出来る訳ではないことは申し添えておきたい。

本歌合の伝本は以上の三本で総てであるが、断簡とも古筆切とも称し難く、一本とも数え難いものの、本歌合の伝本研究において注目すべき資料が一点存しているのである。同じくその書誌を記しておきたい。

東京大学国文学研究室蔵『七十番歌合』（中世・一一・一七・一四）混入本

〔鎌倉後期〕写・伝二条為定筆　一帖〔略称「東」〕

綴葉装。後補海松色鶯色市松地鳥花文織絹表紙（一五・八×一五・四糎）。見返しは銀切箔散らしの鳥の子。外題・内題共になし。料紙は斐楮交漉紙（全丁中打ち補修済み）。墨付四三丁・三折（第一折九枚・第二折八枚半（後述）・第三折八枚、外側各一丁は表紙中紙に）。遊紙前一丁・後五丁。字面高さ約一三・五糎。毎半葉一二行、歌二行書。奥書識語なし。同筆墨合点あり。印記①「東京大学図書印」（前遊紙ウ左下・長方朱）・②「国文」（①の下、左より横書・横長方朱）・③「東京／大学」（第三丁オ右下他・丸朱）。古い漆塗の箱（内側黒漆）入り。蓋中央の貼紙に「七　七十番哥合全部為定卿筆／札二枚牛庵了任（左行下付）」、その右の貼紙に「そ十八」と墨書。「為定極札弐枚牛庵了任」と表に書いた紙で、①「いつもなを七十番歌合二条家為定卿（牛庵朱印）」（裏白）・②「二條家為定卿七十番哥合六半本いつもなを（分家古筆家墨印）」（表）、「了任（墨印）」（裏）の二枚の極札を包んだものを納める。

「七十番歌合」とは、「摂政家月十首歌合」とも称される、建治元（一二七五）年九月十三夜に時の摂政一条実経の邸で催された歌合である。『中世歌合伝本書目』に掲出された写本は十本で、他に群書類従刊本がある。これらの諸本には何れも欠脱部分があり、新編国歌大観第五巻で翻刻を担当された大島貴子氏は、その解題で欠脱部分の多少によって二系統に分類して

おられる。即ち、三十九番左の歌から四十二番の判詞途中迄を欠く、東大本や群書類従本等と、三十七番判詞途中から四十四番判詞途中までを欠く、内閣文庫本や宮内庁書陵部本・同桂宮本等とである。新大観ではこの欠脱部分も少なく、書写も古い[三]東大本が底本に撰ばれているのだが、この欠脱部分について大島氏の解題は、「底本は、他本にみられない三十九番左から四十二番左（「右」とあるのを私に訂す）の計七首を有しており、一見完本のように見える。しかしこの七首は、その内容が本歌合の歌題と一致せず、作者名も本歌合の作者と合致しないし、また判詞も欠いている。これらの点から、この七首は別の歌合が混入したものと考えられ、底本もまた実際には群書類従本とほぼ同じ欠脱部分をもつことになる」と述べておられる。「一見完本のようにみえる」とある如く、この本は全て一筆の様に見え、混入と考えられる部分も、番数を行頭から書き始める等の書式もほぼ共通している。

実はこの混入部分が本歌合と密接な関係を有しているのである。右に密接な関係と曖昧な表現をしたのは、この部分が本歌合の一部分にそのまま該当する訳ではないからである。以下の考証の為に、問題となる部分を翻字しておきたい。

卅九番

左　内大臣

あまつそらほしの光のかす〳〵に
秋をたのめてすくる月かけ　（七七・一）

右勝　散位

たれかしるたえぬくも井の秋（よはの）の月
これよりのちのよろつ代の秋　（七八・二）

四十番

左　右近権中将

あらたまのとしのを（ママ）かなかき秋の夜に
月や契をむすひはつへき　（七九・三）

右勝　侍従」

よろつ代の秋をやかねていはしみつ
やとるも月のかけしつかなり　（八〇・一五）

四十一番

左勝　女房

ちとせまておもかはりすな秋の月
おいせぬからにかけをとゝめて　（八一・五）

右　　権大納言

行すゑの秋をはるかに契をきて

月こそなかきよをてらしけれ　　（八二・六）

四十二番

左　　左近中将

きみそなをかけをそふへきよゝの秋

つきはむかしのちきりなれとも』　　（八三・七）

この部分に関しては問題が非常に多い。聊か煩瑣な考証となるが、避けて通れない問題なので、その一々を検討してみたい。

先ずこの部分と本歌合当該箇所の異同の大きさである。歌本文の検討は後に譲るが、この歌の配列は本歌合では冒頭に位置する「月契多秋」の一番から四番左までにほぼ同じである（各歌の末尾に「摂政家月十首歌合」の歌番号と本歌合の歌番号を示しておいた）のに、番数が全く異なっている。更に四十番右歌は本歌合では四番歌が位置してしかるべきなのに、一五番歌（作者「参議公経」）が配されている。作者名も完全には一致せず、本歌合で「散位隆信」とある箇所が「散位」とされる様に、その名を省略して官位のみが記されているのである。しかも四十番右の作者表記「侍従」は、本歌合の二番右「侍従雅経」によるものであるはずなのに、歌は前述の様に本歌合五番左の公経詠が記されている（ちなみに、本歌合では二番右雅経歌は勝だが、公経歌は隆範歌と番えられて持である）。そして、何よりも大きな異同は判詞が無くなっている事である。

以上の様な諸点からすると、この箇所は、誤って本歌合の一部が写されたり、綴じ込まれたりしたものではなく、「摂政家月十首歌合」の欠脱部分を補う為に、意図的に、本歌合を利用して、不十分ながらも不自然さを感じさせないように手を加えて、挿入したものであることが明らかであろう。

では一体何時そのような事が行われたのであろうか。手懸かりはこの古写本自体に求めるしかあるまい。先の翻刻にも示しておいたが、問題の箇所は一丁の表裏で完結しており、表は十二行で他の丁と同様であるのに、裏は十三行で、残存部分に上手く続ける為に一行増やしたことが明白である。この一丁が折のどの部分にあるかを確認すると、全三折中の第二折の中央左側に位置している。となると右側と紙が繋がっているのだから、書写時にこの補入が行われたことになるはずだが、ことは単純にはいかないようである。両者の筆跡は似通っているものの、

問題の一丁は、文字がやや大きく、墨色は薄いなどのはっきりした違いがあり、印象ではあるが、書写年次もやや下るように感じられるのである。更に不審なのは、問題箇所の次の丁は、繋がって存するはずの折の右側の丁が存在せず、半紙分だけが折目付近で、問題の折中央の一枚に糊付けされていることである。以上のことからすると、本来は問題の丁に現在は繋がっている前丁と、貼り込まれている後丁が一紙として繋がっていたものと考えるのが自然であろう。そう考えて現在の折中央の一紙の折目に注意すると、やはり継ぎ目を確認することができるのである。従って、問題となる一丁を加える際に、丁度その部分が折の中央であった為に、単純に貼り込むわけにもいかず、わざわざ一紙を中央で左右に二分して、その右側を問題の一丁と繋いで一紙とし、残った左側を上手く貼り込んで、不自然さを感じないように仕立てたもので、その手が加わったのは、中打ち補修が行われた時であると考えられるのである。

以上で現象の説明が付いたように思われるのだが、現状はより複雑な様相を呈している。問題なのは、虫食い穴の状態である。この本には補修が済んだものと済んでいないものとの二種の穴があるが、済んでいないのは中打ち補修後の被害と考えて問題なく、今注目している箇所にも前後の丁と同様に、小さいながら深く掘り進んだ形状の穴が認められる。ところが、今問題となる後人の手が加わった三丁の、補修済みの穴の形状が、前後の丁と共通性を有していないのである。後補の一丁を挟んだ、本来は繋がっていた両丁は、同様な穴が認められるのだが、更にその外側の丁と一致しないという、不自然な事実が確認できる。簡単に説明すると、内側の丁は穴の被害が少なく、外側の丁は被害が大きいのである。しかもその穴を比較すると、折目下部近くの穴はほぼ同位置にありながら、被害の進行の度合いが異なるように見受けられる。これを説明する為には、虫損が進行中のある時点で、綴糸が切れていた為か人為的にかで、折中央の紙が本体から離れてしまったと考えるしか他はない。そしてその後も同じ虫が紙を食べ続け、一方本体から離れた紙は、そのことにより虫損の被害から一旦逃れることができたのであろう。そして、虫損が激しくなった時点で、補修が加えられることになり、その際にたまたま離れていた分が見つかり、もとの場所に戻されることになったと考えるのである。本体から別れたとはいえ、離れた紙は同じ蔵の中に存していたのであろう。

この説が全くの妄想でないことは、月十首歌合の現存伝本が証明してくれるものと思われる。先に確認した様に、現存伝本は、欠脱の分量から二系統に分類されているのだが、欠脱が多い系統は、少ない系統よりも前後に欠けており、現存本の祖本が綴葉装であったが故の欠脱であると考えられるのである。事実、書陵部蔵御所本（一五一・五五一）や国立公文書館内閣文庫蔵紅葉山文庫本（二〇一・一七六）等は、補入部分は当然だが、丁度東大本に存する一枚分の本文を余計に欠いているのである。これに対し、書陵部蔵阿波国文庫旧蔵『七通歌合』（一五四・五五一）所収本や彰考館蔵『歌合部類』（巳一二）所収本は、混入本文ごと写しているのである。これは月十首歌合の問題であり、ここではこれ以上の深入りを避けたいが、この説の真偽の詳細はいずれ月十首歌合の伝本を総合的に考察する折に明らかにしたい。ただし、もう一つだけ憶測を許していただくと、本書はやはり書写された時点では完本であったのではないだろうか。糸が切れていたことで、本体と離れた紙は二枚だったのであり、現存欠脱部は、量的に見ても折中央一紙分に相当するものと思われる。その一枚が何故、もとに戻ることが出来た一枚とも離れてしまったのかは、今となっては不明としか言う他ないが、古筆切として、どこかに現存している可能性が全く無いわけでもないであろう。

くどい説明になってしまったが、本歌合に関する問題はここからである。以上の事柄を確認した上で、この問題の補入された一丁に目を向けると、ここにも想像を絶する虫穴が存しているのである。被害が甚大だと言うのではない。補修されている穴は前後の丁と少しも一致しないばかりか、表と裏で穴の形が異なっているのである。欠脱部分を別の歌合で補入することになった際に、なるべくそれを目立たないようにする為に、紙質の似通った紙を用いる必要性が生じたので、別の虫損のある本の遊紙を切り取ってきて、それに本歌合の本文に手を加えて、欠けた番数分に仕立てようとしたのではないだろうか。[23] しかも、行数を合わせた為に、裏側が歌の上句で終わってしまったか、あるいは書き損じてしまったかで、別な本か、同一の本でも離れた部分の遊紙を使うかして、裏側に相当する部分を一行増やして書写して、共に相剥ぎして一丁の表裏になるように貼り合わせたのではないだろうか。ともかくも、この一丁の表と裏が本来は別な紙であったという事実は、判詞が無く歌順が少し異なった本歌合の伝本が存在していた訳でないことを、証するも

のであると言えよう。判詞を除いたのは、一番目立たないですむ一丁分の補入で、必要な番数を稼ぐためには不要であったからではないだろうか。更に、この一丁の作者の部分は、「内大臣」と「女房」を除く残り五箇所に、官位表記に続く余白に擦り消した痕跡があり（「侍従」の所は不分明）、最初は本来の形で正しく書いていたのを、どの段階かで消してしまったものとみられる。また番数の箇所も、「四十番」の「四十」の部分と「四十一番」の全体が、擦り消して訂正した様に見えるが、元の文字は不明である。

さて、そろそろこの複雑な現状の説明と、憶測の羅列を終えることとしたいが、それではこの様な補入が行われたのは何時なのであろうか。問題は、補入部分の書写時期と、中打ち補修技術が何時から存しているかに係わってくる。前述した様に、この補入部分の筆跡は、月十首歌合本文の筆跡と良く似通っており、同筆と判断したくなる程なのである、しかしながら、そう判断すると、如上の様な複雑な現状の説明が難しくなってしまう。ただし中打ち補修というものが鎌倉時代に既に存していたのであれば、同一人物が、虫損が進み、更に一紙が無くなる程の時間が経った後に行ったと、考えることも可能にはなろう。もしその技術が江戸期まで下がるのであれば、江戸時代の模写技術というか贋物作りの腕にただ脱帽するより他はないようである。その場合、月歌合と同一筆者による本歌合の写本が存在していれば、その必要な箇所を忠実に模写すれば良く[24]、比較的簡単な作業ですむものと考えられる。

ここまでくると妄想としか言いようがないが、いずれにせよ、この補入部分を作成するためには、本歌合の伝本が、その作業を行った者の側にあったことは確かであり、そこから写された本文には、現存伝本との異同も認められるので、書写年代はともかくとして、やはり貴重な資料であることだけは確かであると思われる。

四　本文系統

書誌を確認したのに続いて、取り敢えず東大本（以下「東本」と略称）を除いた、三本の本文の関係についての検討を行いたい。

前記の通り、本歌合には同一の底本を用いた翻刻が二種存しており、改めて翻刻する必要性も少ないのだが、両者が校合や

校訂に加えていない、島原松平文庫本（以下「松本」と略称）の性格を見極める為や、以下の本文の検討や他出歌との比較の便の為に、やはり書陵部蔵（五〇一・五二一）本（以下「廿本」と略称）を底本とする校本を作成して、末尾に付したので、適宜これを参照しつつ論述することとしたい。

さて、この校本を一覧して、異同の少ないことを確認すれば、この三本が同一系統であることは明白であろう。殊に廿本と書陵部蔵「歌合部類」所収本（以下「部本」と略称）との異同の少なさは、両者の親密な関係を物語っていよう。

もう少し具体的にこのことを見ていくと、本歌合中唯一の異本注記である、「暁更聞鹿」題二番判詞中の「なけれとイ」表記が三本共に共通していることは最も顕著な例証であろう。またこの校本では判らないことだが、松本が歌を二行書きにしていながらも、他の二本と同様に、判詞が右歌に言及する箇所で改行する書式を有していることなども、この歌合のみに見られる書式ではないことながら、例証の一つとなろう。

このように、三本は共通する特徴を多く有しているのだが、松本が有する、他の二本との異同も少なくないことも又事実である。そこで、先ず廿本と部本の関係を明らかにした上で、この両本と松本の関係を検討してみたい。

両本を漢字仮名の当て方、改行・改頁まで含めて比較すると、改頁は半葉行数が異なる為一致することはないものの、他の事項の一致率が極めて高いことが確認できる。しかしながら、後ろの方に行く程、漢字仮名の当て方に違いが多くなり、改行箇所も、暁更聞鹿題七・八番の判詞に至って初めて、それぞれ一箇所だけ異なるに至るのである。こうした事例は、ある程度忠実に写そうとの、書写者の緊張が次第に弛んでいったことを示すものと思われるが、それでは両者に直接的な書承関係が認められるのであろうか。両本の書写時期からして、部本が廿本の親本になることは不可能であるから、廿本が親本である可能性が高いことは言うまでもない。校本において、部本の異同箇所として挙がっているのは僅かに五箇所である。この内「持とす…為持」（暮見紅葉題一番判詞）は同意であり、「いつくにかと…いつくにか」（暁更聞鹿題七番判詞）や、四八番歌の作者名「鴨長明」を欠くこと等は、単なる見落としと見て良いであろう。残る「とこの山…とこや山」（三八番歌）、「なくねに…なくねも」（四二番歌）の異同も、前者は万葉古今以来の近江の歌枕「鳥籠山」を詠んでいるので、「とこや山」は誤写であり、

後者も歌意からして「に」でなくてはならないところである。以上の如く、両者の意味上の差異のある異同箇所は、悉く部本が劣っていると判断されるのである。殊に、四二番歌での異同は、廿本の文字癖として、字母「尓」の「に」が、字母「毛」の「も」に似ていることに起因する可能性が高く、共に桂宮本であることもあり、やはり廿本を部本の親本と考えて良いように思われるのである。新編国歌大観で部本を校訂に用いていないのは、当然の処置であろう。

さてそうなると、「歌合部類」はこの組合せの本をそのまま写したのではなく、何らかの目的意識を持って、新たに集成されたものと考えられることになるが、このことの真偽とその目的に付いても、部類中の他の歌合を検討した後の課題としたい。

以上の確認により、引き続いては、廿本と松本のみを比較すれば良いであろう。廿本に外題を付した霊元院は享保十七（一七三二）年の崩、松本がやはり松平忠房の集書活動で書写されたとすると、その没年は元禄十三（一七〇〇）年であり、その互いの書写年次は基本的には大差は無いものと言えよう。しかし単純な書承関係を想定する必要が無い程に、両者の異同は多いのである。

両者の大きな違いとしては、先ず、廿本扉題「歌合」が松本に無く、代わりに題の後に、「歌合／　作者」とある点であろう。作者一覧は末尾に付いているのだから、少なくとも「作者」は不要のはずである。それよりも重要な問題は、廿本に欠けた三四・四二番歌の作者を松本が有していることであろう。歌合の作者表記が欠落していることは、部本が既に一箇所書き落としていた如く、よくあることではあるが、前稿で検討したように、特に隠名歌合の場合には、単純な書き落としに由来するものばかりであるとも言えず、その原因を特定することはかなり困難である。更に、前稿でも確認したように、同題中に一箇所の欠落ならば、後からの補入が簡単であり、そうした手入れにより異同が生じることも、留意しておかなければなるまい。本歌合の場合、同一題に二箇所の欠脱であり、欠番に法則性が認められないので、単純に補うことには困難が伴うものと考えられる。しかしながら、後述するように後鳥羽院御集等を併せ見ることで、三四番歌作者は容易に判明するので、四二番歌作者も自ずと明らかになるのである。従ってこの二本のみでは、廿本の作者名欠落を、単純な書き落としと判定することは難しい。

そこで、同じ隠名歌合であり、後人が作者名を加えた可能性

のある翌日の歌合と、共通する作者（問題のある雅経を除く）の表記（共に初題の表記）を比較して、本歌合の作者表記の信頼度を確認しておきたい。上段が本歌合のそれである。

女房	女房
参議公経	公経卿
右近権中将定家	左近権少将定家
春宮亮範光	春宮亮範光
能登守具親	能登守具親
散位鴨長明	散位鴨長明

歌合の作者表記の方法も総合的に検討せねばならない問題であるが、仙洞歌合の場合、院を中心とした視点からは、「公経卿」という記述は出てこないことは確かであろう。とはいえ、新編国歌大観第五巻を閲すると、建仁元年八月三日の鳥羽殿影供歌合や同十五夜の撰歌合等に、同じ表記を見ることができるのである。これに対し、「参議公経」も、建仁元年三月二十九日の新宮撰歌合や同二年五月二十六日の仙洞影供歌合（但し「参議藤原公経」）でも確認でき、どちらかと言えば、こちらの方が公的な立場に立った記述であると言えるであろう。それでは、本歌合の作者表記が本来的なものであるかと言うと、こちらにも大きな問題が存しているのである。定家が「中将」であったかという問題である。史実は建仁二年閏十月二十一日に左近衛権中将に任じられる（公卿補任）のであり、「右」とあることを含めて誤りであると言わざるを得ない。左右の間違いがしばしばある様に、少中の誤写も良くあることだとも言えようが、依拠した伝本の素性も知れない東本の問題部分にも、「右近権中将」とあり、やはり本歌合の作者表記も後人の手になる可能性のあることは確認しておきたい。とすれば、廿本に欠けた作者名も単純な書き落としだとは断言できなくなるであろう。不毛な考証の様だが、歌合伝本に共通する問題として検討を加えてみたのである。この問題も今後事例を増やして、総合的に検討していきたい。

さて、作者表記の問題以外の異同に目を向けると、次の四例の様に、松本の方が文字数が多く、しかも前後のつながりが良い異同が目立つのである。

・句いかに…句又いかに（月契多秋三番判詞）

・以左…仍以左（同）
・らるゝ…らるゝ心（暁更聞鹿一番判詞）
・しかと…しかのと（暁更聞鹿二番判詞）

また、次の三例も松本の好ましさを伝える異同であろう。

・左哥…左の（月契多秋七番判詞）
・としなる…そらなる（四一番歌）
・妻。ち…つままち（四五番歌）

前者はどちらでも良いようではあるが、判詞全体を見渡すと、最初に「左歌（うた）」とあれば、「右歌（うた）」と続き、「左」とのみあれば「右」と受ける約束があることが認められ、この番は「右」とあるので、哥が無い方が良いのである。但し、松本は「哥」を落した可能性もある。四一番歌の異同は、共に句としての用例が見えず、どちらが良いのか判断が難しいところであるが、おそらくこの隆信歌は、古今集の躬恒歌「春の夜のやみはあやなし梅花色こそ見えねかやはかくるる」（四一）と、やはり躬恒の「秋ふかき紅葉の色の紅にふりいでてなく鹿の声かな」（家集二五九）あたりを踏まえて詠まれていると思われ、「明けぐれの空」は用例も多い（和泉式部続集一五七、千載集八八四・忠良等）ので、やはり「空」が正しいものと判断できる。四五番歌の状況は、廿本の親本の「ゝ」記号が落ちていたか、判読しにくかったことを示しているのであろう。

これに対し、松本が劣るのは次の五例である。

・いひはてむけに…いひはてんけに（月契多秋五番判詞）
・あるし…はらし（月契多秋五番判詞）
・ましけり…ましける（三二番歌）
・勝…ナシ（暁更聞鹿八番判定）
・左には…左に（暁更聞鹿八番判詞）

最初の異同は一見意味に違いが無いようだが、ここは「むげに」と読まないと、負けの理由にならず、「はてん、げに」と読まざるをえない松本ではまずいのである（「む」のつもりの「ん」なら別であるが）。三二番歌の異同も些細なものだが、ここでは連体止めになる必然性が無い。判定が無いのは松本の単純な脱落であり、最後の一例も、勝となった右歌を批判した内容に

続くところであるので、「は」があった方が良いであろう。

以上の比較検討により、松本が、廿本や部本と同系統とはいえ、やや距離がある存在であり、総体的に素性の良い本文を有していることが判明した。校本では、後述するように、『新類題和歌集』の撰集資料である可能性があること等から、廿本を底本としたのだが、翻刻としては、松本は校訂に用いることは勿論のこと、充分に底本たりうる伝本であると言えよう。また廿本の作者名の欠落について、歌合本文の成立に絡む可能性のある問題であることを先に述べたが、欠脱の少ない松本の方が、共通する祖本の面影をより濃く残していると考える立場に立てば、廿本に先立つ伝本の書き落としであった可能性が高いとは言えよう。やはり作者名欠落の問題は一筋縄ではいかないようである。

五　他出歌

現存伝本の関係を確認したことに続いて、今は失われた伝本の存在を伝える可能性のある、本歌合の他出歌を集成して、それぞれに検討を加えてみたい。

先ず、「摂政家月十首歌合」の混入部分からである。番数や歌順の相違、作者名の不備については既に言及したので、ここでは先に掲げた翻刻により、現存伝本の歌本文との比較を行いたい。異同が認められるのは次の三箇所である（上は廿本、番号は本歌合のもの）。

・庭の月…秋のよはの月（二）
・としのをなかき…としのをかなかき（三）
・おいせぬ門に…おいせぬからに（五）

この内、二番目の異同は単なる衍字であると思われ、最後の異同も、嘉応二（一一七〇）年五月二十九日の実国家歌合での政平詠（七七）や、正治初度百首の生蓮（師光）詠（一八〇一）に先例のある、「不老門」を訓読した詠み方であるから、「からに」も単純な誤写であろう。やや問題となるのは最初の異同である。「よはの」と同筆で傍記されているのは、異本注記ではなく、歌末に「秋」の語が存して不審であるために、「歟」と続く程の意味で書き添えた可能性が高いのではないだろうか。俊成の顕広時代の大嘗会和歌（家集六四六）や六百番歌合の良

経歌（三二一）等に、「雲井の庭」の用例が見える様に、意味上からも「庭」で問題なく、これも誤写と見なせるように思う。結局問題の資料からは、意味のある異同は見出せなかったが、書写年代に問題のあるこの部分が参照した、鎌倉・南北朝期の書写である可能性の極僅かながらもある伝本が、やや崩れた本文を有していた可能性があることが確認できたといったところであろうか。

また、やはり先に言及した、『無名抄』と更にそれを引用した『井蛙抄』中の長明歌（四八）も、歌合本文と異同が無いことを確認しておきたい。

これも先に述べたことであるが、本歌合からは、勅撰集はおろか勅撰集に倣った形式の私撰集にさえも、一首も入集が認められないのだが、同時期の撰歌合に同一歌が一首確認できるのである。正治二年当時現存の歌人三十六人の、旧作による撰歌合である、『三百六十番歌合』の秋部・七十一番左の内大臣（通親）の歌（四二九）がそれである。同歌合は、真名序の日付が正治二年八月二十六日を意味しているものの、建仁元（一二〇一）年二月の老若五十首歌合や同三月二十九日の新宮撰歌合の作も撰入されていることが指摘されており[25]。この歌も後の差し替えであると思われるが、本歌合三五番歌との異同はない。

続いては家集の類だが、やはりこの頃の歌合や歌会での詠をよく納める、『後鳥羽院御集』と『明日香井集』とに、本歌合での詠が見えている。

『後鳥羽院御集』には、「同（正治二年）九月尽日御歌合当座」との詞書で、歌合と同じ順で三首が見えており（一四九四～六）、田村柳壹氏が善本と認められた[26]、書陵部蔵智仁親王筆桂宮本（五一一・一七）や、私家集大成・新編国歌大観の底本である同御所本（五〇一・六三九）の本文と、歌合本文（五・三〇・三四番歌）を比較しても、特に問題となる異同は認められない[27]。猶、田村氏も指摘されていることだが、智仁親王筆本には、各歌の右肩に番の相手と結果が付されており、これも歌合と矛盾しない。

『明日香井集』では、「同（仙洞）歌合同（正治二年）九月尽」の詞書で順序通り三首が並んでいる（一〇三九～四一）のだが、この内の、「暁更聞鹿」第歌第二句が「つままちわぶる」とあって、諸本異同は無く[28]、後で検討する『類題和歌集』へ同集から撰入された形も同じである。歌合の「妻まちかぬる」とは意味も大差なく、どちらが良いとも判断しがたいが、「かぬる」に

は、「まちかね山」との掛詞で妻待つ鹿を詠んだ前例（堀河百首・七一二・俊頼、文治二年歌合・八二・棟範）や、『重家集』に「暁鹿」題で「よもすがらつまよぶしかもまちかねてあけ行くほどぞこゑしきりなる」（五五九）等の例もあるのに対し、鹿が待ちわぶるとの先例は確認できず、前者に分があると言えようか。但し、翌建仁元年八月十五夜の仙洞での撰歌合に続いて催された当座歌合において、雅経は「海辺暮鹿」題で、「秋といへばつまをやしかのまつらがたうらみわびたるゆふぐれのこゑ」（家集一〇八〇）と、問題とする歌を意識したような歌を詠んでおり、やはり「わぶる」の本文も捨てきれないものがあろう。『明日香井集』編纂時に孫の雅有が手にした、詠草か歌合伝本には、「わぶる」とあったのであろうか。

続いて、類題集を確認してみたい。前稿で、『類題和歌集』と『新類題和歌集』は、当時の禁裏に蔵されていた伝本の情報を知るのに役立つ資料であることを述べたが、本歌合についてもこの両集に撰入された歌を探すと、前稿で対象とした十月一日歌合とは異なる状況を示すことが判る。即ち十月歌合は両集共に撰入されているのに、本歌合歌は『新類題集』にのみ撰ばれているのである。もっとも『類題集』[29]にも、先に確認した後鳥羽院と雅経の家集から、「御集」「明日香井集下」との集付で本歌合での詠が、雅経の「月契多秋」題歌のみを除いて[30]、五首撰入されてはいる。これに対し、『新類題集』[31]には、『類題集』と同じ歌題の順序で、「暁更聞鹿」題では「哥合廿四番」の集付のもと、讃岐・定家・釈阿・鴨長明（順に歌合の三三・三六・三八・四八番歌）の四首が、「月契多秋」題は単に「哥合」とあるのみで、隆信・定家・忠良・通具・具親・釈阿（二・三・六・七・一一・一三）の六首と、それに続けて「明日香井集」との集付の雅経歌（四）が、「暮見紅葉」題には再び「哥合廿四番」として、忠良・讃岐・定家・通具（一七・一八・二九・三一）の四首が撰ばれているのである。「月契多秋」題の雅経歌の例は、歌合よりも家集の方が優先されるという原則をここでも示していると言えよう。

この撰歌状況と、『新類題集』の撰歌資料そのものである可能性が高いと前稿で述べた、霊元院外題で藍色不審紙を有するとの条件を備えた、廿本に存する不審紙の箇所を確認すると、不審紙が一箇所多いものの、他は総て一致するのである。集付が廿本の外題と一致しているのも頷けよう。問題となる一箇所は、「暮見紅葉」の女房歌（三〇）に付されたもので、この歌

は既に『類題集』に採られていることは先に確認した通りである。他の『類題集』撰入歌には付されていないことからすると、撰歌後に重複することに気付いて集から除かれたと考えて良いのではないだろうか。やはり、霊元院の関与した本に付された不審紙の意味が、本歌合でも再確認できるのである。[32]

さてそれでは、本歌合歌が『新類題集』にのみ撰ばれているのは、何を意味しているのであろうか。結論から言えば、『類題集』が撰ばれた後水尾院の時代には、本歌合の伝本は禁裏及び仙洞の文庫に蔵されておらず、万治四（一六六一）年に禁裏文庫が焼失した後に、霊元院が行った大規模な集書活動によって、宮家や公家あるいは寺社に蔵されていた本が新たに写されて、霊元天皇の外題が付されて、新しい禁裏文庫の蔵書となったのではないだろうか。先述の如く、慶安二（一六四九）年頃の禁裏文庫の蔵書の実態を示すと言われる『禁裡御蔵書目録』には、少なくとも本歌合の事を指すと思われる書名は見えず、二点見える歌合類聚等に入っている可能性は否定しきれないものの、少なくともその存在を証明する資料は現時点では見当たらないのである。また、網羅的に調査した訳ではないが、やはり前に述べたとおり、本歌合の名前が確認できる歌合目録は、彰考館文庫に蔵される、第一首目の最初の文字で五十音順に分類配列した目録（巳一三・〇七三一〇）のみであり、ここに一番歌の第四句目の途中までと作者名が見えているのは、何処に存した伝本によるものかと興味深い[33]が、ともかくも名称によっても確認したように、本歌合の伝本が現在と同様、江戸期においても非常に少なかったことだけは確かなようである。

以上本歌合歌の他出資料を検討しても、東本から現存の三本を遡る可能性のある伝本の存在がほの見えたのみで、はかばかしい成果は得られなかったが、前稿で述べた二つの類題集の資料的価値と、霊元院が関与した書陵部本に見られる不審紙の意味を、再び確かめ得たことを確認しておきたい。

まとめ

本歌合と翌日に催された歌合は、当座隠名の形式はもとより、作者の共通性や、文学史上の位置付け、更には当代や後世の評価に至るまで、多くの共通性を有しており、兄弟姉妹と称しうる程に密接な関連のある催しであると言えるであろう。

しかしながら、たまたま霊元院の元で写されて、『新類題集』

の撰集資料ともなり、現在にまで伝わるという同じ運命の下にあった伝本もあるものの、写本の伝存数では大きく劣っており、十月歌合が八本は確認できるのに対し、本歌合は僅かに三本に過ぎず、それらの伝本や諸資料から伺える他の伝本の痕跡も、極僅かしか見出せなかった。また作者表記の不備や欠落についても、本歌合においては、本文の成立事情と関連づけて考えるに足る程の手懸かりを見出せていない。とはいうものの、やはり作者表記に誤りがあることを確認できたことは、ささやかな収穫であり、今後更に作者表記のあり方の総合的な検討も続けていきたいと考える。

稿者の能力以上に手を広げすぎて考証を加えたため、不備であったり中途半端のままに終わってしまって、今後に残した問題や課題があまりにも多くなってしまったが、試行錯誤を繰り返すことによって大きな問題の解明に繋げていきたいと考えている。改めて博雅の御批正・御教示を切に願う次第である。

本稿の乏しい結論としては、この「正治二年九月三十日仙洞当座歌合」を研究に用いる場合には、伝来の確かさや、近世以降の利用状況を鑑みて、書陵部蔵（五〇一・五二一）本を底本に採用するにせよ、比較的優良な本文を尊重して島原松平文庫蔵本を底本に撰ぶにせよ、この二本で互いに校訂を行って用いるべきであるということ、そしてここでの断言は避けたいが、「摂政家月十首歌合」の現存伝本の祖本は、東京大学国文学研究室蔵本であろうということばかりである。

〔注〕

（1）「藤原定家伝拾遺―書状二通をめぐって―」（森本元子氏編『和歌文学新論』明治書院、昭57）。

（2）辻彦三郎氏『藤原定家明月記の研究』（吉川弘文館、昭52）によれば、正治二年秋記の定家自筆本は為系の代までは冷泉家に伝わっていたようであるが、最末に当たる問題の箇所迄存していたかは不明である。

（3）但し、同年九月十二日に、「仙洞十人歌合」として結番された十首歌を院より召されており、翌十三日に院御所である春日殿にその歌を持参している（明月記）。

（4）『明月記』正治二年八月二十八日条に、「今度歌殊叶二叡慮一之由、自二方々一聞レ之」と見える。

（5）注（1）所掲論文。

（6）「区」を『明月記歌道事』は「マチ〳〵」と訓じており、

一字でこう訓ずる例は『類聚名義抄』にも見えている。音読すると、空しいの意味にもなり、これだと、評定が活発でなかったことを意味するとも取れるが、これはちょっと無理か。

（7）因みに本歌合の後でも、後嵯峨院主催の文永二（一二六五）年九月の亀山殿歌合の五題の内、「不逢恋・絶恋」の恋題を除いた、「河月・野鹿・山紅葉」三題が同じ組合せだし、建治二（一二七六）年に為氏が主催した住吉社三十五番歌合では、全三題が「旅暁月・聞遠鹿・夕紅葉」と同様である。

（8）『重家集』は歌を編年的に納めており、五二六番のすぐ前に、「右馬権頭隆信四位したりしに」との詞書（五二二）が見えているので、隆信が従四位下に叙された、承安四年二月二十三日から六月二十七日までより、やや後の事となると考えられる。猶、隆信の叙位については、井上宗雄氏「常磐三寂年譜考―付範玄・三河内侍・隆信略年譜―」『平安後期歌人伝の研究　増補版』（笠間書院、昭63）を参照した。

（9）例えば、『千載集』の巻十賀部にも、「保延二年法金剛院に行幸ありて、菊契多秋といふこころをよませ給ふけるに、よみ侍りける」との詞書で、忠通・有仁・実行の崇徳天皇の御世や、その母待賢門院の寿命の永遠性を言祝いだ詠が並んでいる（六一九～六二一）。

（10）承久の乱後に、後鳥羽院の血を引く者として初めて即位した後嵯峨院の仙洞でも、八月十五夜に同じ題が詠まれていることが、『玉葉集』巻七・賀・定雅歌（一〇七二、万代集三八〇一）や、『秋風抄』秋歌・公相歌（八四）によって判明する。この二首が撰集で賀部と秋部に配されていることは、この題の性格を象徴していよう。

（11）講師が明記されていないので、参加者でないことは勿論で、『明月記』も見ていない後人の仕業であろうか。

（12）田村柳壹氏が「後鳥羽院歌壇前史―「熊野類懐紙」の総合的検討と和歌史上における意義をめぐって―」『後鳥羽院とその周辺』（笠間書院、平10）で整理された、「正治二年後鳥羽院当座歌会歌（熊野類懐紙）集成（稿）」に拠る。

（13）具親の生年について、井上宗雄氏は『平安後期歌人伝の研究　増補版』「第六章寿永百首家集をめぐって」「八　師光」の補注において、妹の宮内卿や兄弟の澄覚の生年説等

を勘案された上で、三十六人大歌合に撰ばれている事などから、承安四（一一七四）年生まれ位かと推定されている。

(14) 通具に関しては、部矢祥子氏『源通具全歌集』（思文閣出版、昭62）の年譜を参照した。

(15) 隆範の生年、また隆実と併せて二人の和歌活動については、注（8）所掲の井上宗雄氏論文、並びに同氏『鎌倉時代歌人伝の研究』（風間書房、平9）の「藤原信実年譜考証」を参照した。

(16) このことについては、久保田淳氏「後鳥羽院歌壇の形成（二）」『藤原定家とその時代』（岩波書店、平6）を参照されたい。

(17) このことは、古典文庫『中世歌書集』（昭56）「石清水若宮歌合」の井上宗雄氏解題に指摘がある。

(18) 「冬御檜子」の目録に見える、「（朱）・仙洞正治二年哥合付建仁元年撰哥合　通世筆　一冊」は、「正治二年仙洞十人歌合」である可能性が高いことは前稿で確認した。

(19) 余りくどくないさらりとした書き方で、為村（正徳二（一七一二）～安永三（一七七四））のその手の書き方に似通うようであるが、冷泉様は手による区別が難しいので、断言はできない。

(20) 石川一氏「校本『慈鎮和尚自歌合』」（『広島女子大学文学部紀要』23、昭63・1）では、五〇一・六一八本が底本となり、他の二本は校合に用いられていないが、その解説により、諸本は同一系統だが、書陵部の三本は欠脱部分を有さない同類の本であることが確認できる。

(21) このことは親本の問題であることは勿論であるが、歌合が収集された時期か、書写した集団の違いに起因する可能性もあり、ひいては親本の出所の違いに及ぶ可能性のある問題として、丁寧な調査研究が必要であるかもしれない。これも今後の課題としておきたい。

(22) 伝本書目やこの解題でも、室町時代写とされているが、これは中打補修の為に紙がごわごわしていること等からそう見えやすくなっていることによる推定結果であると思われ、書風等から見て、鎌倉時代後期、やや下っても末期から南北朝極初期までに写されたものと考えて良いように思う。

(23) 前の遊紙も喉元で継がれているが、虫損痕からして、この部分にあった白紙が転用されたものではない。

(24) 近世期の模写技術の高さは、村上翠亭・高城竹苞氏『近衛家熙写手鑑の研究〔仮名古筆編〕』(思文閣出版、平10)に写真が掲載される、家熙が行った古筆類の模写を見ても明らかであろう。

(25) 『天理図書館善本叢書 5』(八木書店、昭48)谷山茂氏解題。楠橋開氏「三百六十番歌合差し替え考—天理図書館蔵本の具備する目録をめぐって—」(『和歌文学研究』33、昭50・9)には、この歌が差し替えられたものであることの指摘もある。

(26) 注(12)所掲書に納められた「『後鳥羽院御集』の伝本と成立—伝本分類の再検討ならびに資料性の吟味を中心として—」による。

(27) 両本共に、一四九四番歌第五句を「かけにと、めて」とするが、これはある段階での単なる誤写に起因するものであろう。

(28) 中川英子氏『高松宮家旧蔵本雅経 明日香井和歌集の翻刻とその研究』(渓声出版、平10)による。

(29) 斯道文庫蔵元禄十六年出雲寺和泉掾刊本(九一一・ト八一・三一)による。国立歴史民俗博物館保管高松宮旧蔵写本(六冊本、ミ函六一)でも確認した。

(30) これは、建保二年九月十四日院御会での同題歌(家集一二三二)が撰ばれていることによるものと思われる。

(31) 慶應義塾図書館蔵正親町家旧蔵本(一一六・九三・一四)や、陽明文庫蔵二本(近・五四—一)(近・一四四—一)、高知県立図書館蔵山内文庫本(ヤ九一一—一一二)、及び架蔵本で確認した。

(32) この問題は、今後も、書陵部に蔵される『新類題集』諸本を調査するなどして、より詳しく検討したいと考える。

(33) 偶然の一致かもしれないが、漢字仮名の当て方が松本と一致していることは注意しておきたい。

(34) 続類従の写本が内閣文庫に存するのを見逃していたので、前稿で報告したよりも一本多い。また、書陵部蔵の「歌合抄出」(桂宮本五〇一・五九四)にも抄出されていることに気付いた。両本についてもいずれ追加の報告をしたい。

《付記》 翻刻を許可下さった宮内庁書陵部並びに東京大学国文学研究室、また閲覧に際して御高配に与った島原図書館松平文庫にあつく御礼申し上げる。

《追記》 脱稿後、日下幸男氏の「『類題』と『新類題』の成立とその撰集資料」（大取一馬氏編『中古中世和歌文学論叢』龍谷大学仏教文化研究所、平10・12）に接した。両類題集の成立問題に関して重要な示唆を受けたが、今は本稿で取り扱った問題と、どう関連してくるのかを検討する余裕が無い。このことも今後の課題とさせていただきたい。

《附載校本》

凡例

一、本校本は書陵部蔵桂宮本『歌合廿四番』（五〇一・五二一）を底本として作成したものである。底本選定の理由は本文中に記した通りである。

一、底本の翻字並びに比校した本の異同箇所の翻字については、なるべく原本のおもかげをとどめるように努めたが、漢字の字体に付いては現今通行の字体に統一した。

一、翻字の改行は底本のままとし、改頁の箇所には「|」（表丁）・「‖」（裏丁）を付した。

一、歌には通し番号を付した。底本が同じであるので『新編国歌大観　第五巻』の番号との異同はない。

一、異同の存する箇所には、底本本文の右傍に、異同箇所の通し番号を意味する漢数字を付し、下欄にその番号と、異同を示すのに必要なだけの底本本文を摘記し、「…」の記号で繋いで、比校した各本の、摘記した底本と同じ箇所を掲げた。

一、異同を示すのに用いた、比校本諸本の略号は以下の通り。

・書陵部蔵『歌合部類十五種』所収本……「部」

・島原図書館松平文庫蔵本……「松」

一、校合については、見やすさを考慮し、以下のような例はその対象とはしなかった。

1、漢字仮名の当て方の違い。

2、意味に差が生じない仮名遣いの違い。

3、基本的に別字でも訓が同じでしばしば同様に用いられる字（例「哥・歌」）。

4、改行・改頁箇所の違いや、空白行・丁の数の差や有無。

歌合[一]

題

月契多秋

暮見紅葉

暁更聞鹿[二]」

（一頁アキ）』

一番 月契多秋

左　内大臣

1あまつ空星の光のかす〳〵に秋をたのめて過る月かけ

右 勝　散位隆信

2たれかしるたえぬ雲井の庭の月これより後の万代の秋

左右共雖宜右哥多秋心勝か仍右為勝

二番

左　右近権中将定家

3あら玉のとしのをなかき秋のよに月や契をむすひはつへき

右 勝　侍従雅経

4かけそふる雲井の月ものとかにてはこやの山の万代のあき」

一歌合…ナシ（松）

二ナシ…〔一行アケテ〕哥合／□（二字下げ）作者（松）

左哥すかたはよろしといへともとしのをなか
き秋の夜とつゝきたるにいかにそ聞え侍らむ
右哥はこやの山のよろつよの秋なとよろ
しくきこゆ右の勝にか

三番

左 勝　　女房

5千とせまておもかはりすな秋の月おいせぬ門に影をとゝめて

右　　権大納言忠良

6行末の秋をはるかに契置て月こそなかきよをてらしけれ

左哥おもかはりすなと置て老せぬといへるや
いかゝと見え侍らむ』
右哥すゑの句[三]いかにそきこゆ[四]以左勝とす

四番

左　　左近中将通具

7君そなをかけをそふへきよゝの秋月はむかしの契なれとも

右 勝　　相模

8きみかへん千とせの秋の友とてやのとけくすめる夜半の月かけ

三句いかに…句又いかに（松）
四以左…仍以左（松）

左の哥よゝの秋いかゝときこゆるうへに契
なれともとい[五]ひはてむけにやすらかにや侍らん
右のうたうるはしくきこゆ仍為勝

五番

左 持　春宮亮範光」

9万代のかけをともにや久かたの月にはこやの山よはふなり

右　散位鴨長明

10池みつに月ものとけくやとるらん千とせの秋のあるし待えて
左は山よはふらむといへるすゑの文字たらす
きこゆるか
右あ[六]るしあひかなひても聞えす仍為持

六番

左 持　能登守具親

11曇なく秋の契もあらはれてのとけき月やよろつ代の影

右　散位隆実

12幾めくりみるともあかし秋の月きみかやちよに在明のそら』
左右殊難なし為持

五いひはてむけに…いひはてんけに（松）

六あるし…はらし（本ノ松）

七番

左　　沙弥釈阿

13君かへん千とせの秋にあはむとは月こそ空におもひ置けめ

右 勝　　讃岐

14秋の夜のちよに一たひ月影をやちよまてには君そみるへき

左哥契字不分明

右久しき心すくれたり仍為勝

八番

左 持　　参議公経

15万代の秋をやかねて石清みつやとるも月の影しつか也」

右　　民部少輔隆範

16今さらに月も光をそへてけりすゑはるかなる秋をおもひて

左契心すくなし

右は今さらにといへる五文字不甘心仍為持

一番 暮見紅葉

左 持　　忠良

一七山のはに夕紅のかけとめて入日の色をのこすもみちは

七左哥…左の（松）

右　　讃岐

18幾しほともみちの色をみるへきにおほつかなしや黄昏の空

左くれなゐのかけ入日の色とりちかへてや

侍らむ』

右たそかれさせるよりところなくや侍らむ

仍持(ハ)とす

二番

左勝　　隆信

19山人よなにをしるしにかへるらんてらすもみちはまたくれなくに

右　　範光

20あかねさす日影はみねのもみちはに色つゝきなる夕くれの空

左山人よといへる五文字もゆうならすき

こゆれと

右いろつゝきなるよろしからす猶以左為勝

三番」

左勝　　内大臣

21はつせ山もみちのそこに聞ゆ也入逢のかねのかすかなる音

八持とす…為持（部）

右　　釈阿

22立田姫人の心にそめさせよもみちのしたに宿はかさなん

左うたよろしくきこゆ

右哥判者うたに侍けりもみちのそこに聞ゆ

なり優にきこゆ仍為勝

四番

左　　具親

23いと、またしくれにくる、山のはのあかぬ梢のあけむ色々

右勝　　鴨長明』

24あかすみる梢の空の暮行はちらぬもみちのおしまるる哉

右哥ちらぬもみちのおしまる、哉と侍すゑ

の句ことにおかし仍以右為勝

五番

左持　　雅経

25行あきのなこりをのみや夕まくれあすはあらしの峯のもみちは

右　　隆実

26立田山夕日もてらす紅葉哉くもるしくれのそむるのみかは

左あすはあらしのといひ
右くもるしくれのといへるともによろしく
きこゆ仍為持」

六番

左 持　公経

27もみちゆへ心の色の山めくりなかむる峯の秋の夕暮

右　相模

28くれぬとてえそすきやらぬいつかまたか、るもみちの色はみるへき
左哥すかたをかしくきこゆるを
右哥心またたしかなり仍為持

七番

左 持　定家

29大井河もみちになる、筏士もなをこのくれはすきそわつらふ

右　女房』

30暮にけり秋の日かすもあらし山もみちをわけて入逢のかね
左哥なをこのくれはなといへるわたりは宜を
右哥もみちをわけて入逢のかねまたおかしく

聞え侍れはちとす

八番

左 持　　通具

31もみちはの下てる色はかはらねと四方の嵐は声くれにけり

右　　隆範

32もみちははしくれにのみとおもひしに入日のかけも色をまし[九]けり

左もこゝろおかしく

右もことはたしかには侍れは持とす」

一番 暁更聞鹿

左 持　　讃岐

33いひしらぬ声そきこゆるおきわかれしかもいまはのこゝろつくしに[一〇]

右

34しのゝめや吹さたまらぬ秋風におのへの鹿の声まよふ也

左鹿のおもひをしはから[一一]るゝしかるへしといへ

ともいひしらぬ声いかゝ

右おのへのこゑまよふ也もよろしくは侍るを

はしめの句おもふへくや仍為持

九ましけり…ましける（松）

一〇ナシ…女房（松）

一一らるゝ…らるゝ心（松）

二番

左 勝　　内大臣

35つきはつる名残をしかの声しはしかねより後は秋の空かは

右　　定家

36あくる夜を八こゑの鳥におとろけは秋もすきぬとしかそ鳴なる

左哥つきはつる名残をしかとつゝけてかね[一二]

より後なと侍よろしくきこゆるにや

右哥ことなる難は侍らねとをとり侍らむ

三番

左 勝　　忠良

37あらし吹外山の霧の明かたにつゆさへわひて男鹿なく也

右　　釈阿

38たのめけん妻よいかにそさをしかのとこ[一三]の山辺のさをしかのこゑ[一四]」[一五]

左うた露さへわひてなとよろしく侍にやつまよ

いかにそまことにいかにそきこゆ仍以左為勝

四番

左 勝　　公経

一二しかと…しかのと（松）

一三あかつき歟…ナシ（松）

一四とこの…とこや（部）

一五ナシ…如本〔小字〕（松）

39なかめ入月をそさらにおもふ覧は山の鹿の在明のこゑ

右　　通具

40暁はうらのまつかせかよふらしおなしおのへも高砂の鹿

左は山の鹿なといへるすかた優なるに

右あかつきはとをけるもむけにおもへるところ

なきうへにおのへも高砂もよりところなく

鹿といひはてたることたらぬにや仍以左為勝』

五番

左勝　　隆信

41さま〳〵の花もあやなしあけくれのとしなる色はさをしかの声[一六]

右

42暁のね覚ならてはかくはかり鹿のなくねに袖はぬれしを[一七]

右むけにおもへるところなし仍以左為勝

六番

左勝　　範光

43しかのねに露も袂にをきそへてねなむものかは秋のしの、め[一八]

右　　隆範

一六としなる…そらなる（松）

一七ナシ…相模（松）

一八なくねに…なくねも（部）

44有明の月をともにてさをしかはかたふく山に声あはすなり」
左ねなむものかは殊によろしくきこゆるうへ
右かたふく山こゝろえすあはすなりもつゝき
てしも見え侍らねは以左為勝

七番

左 勝　雅経

45暮るより妻。ちかぬるさをしかのおもひたえたる明かたのこゑ
右　具親

46鳥の音もかねもをとせぬ此里はしかにまかするね覚成けり
左うたおもひたえたるなといへるわたりよろ
しくきこゆ
右哥しかはあかつきつくるものにやと聞』
え侍うへにかねも音せぬところいつくにかとおほ
つかなし仍以左為勝

八番

左　隆実

47夜もすから山のたかねに鳴鹿のちこゑに成ぬあけやしぬ覧

一九妻。ち…つままち（松）

二〇いつくにかと…いつくにか（部）

右[二一]　　鴨長明[二二]

48今こむと妻やちきりし長月の有明の月にをしかなく也

左うた千こゑあまりにや侍らむ

右哥いひしはかりといへる哥そむけにおなし

さまに侍れと左[二三]にはまさり侍らむ」

（一頁アキ）』

作者

女房（後鳥羽院）

内大臣

権大納言忠良

沙弥釈阿

参議公経

左近中将通具

右近権中将定家

侍従雅経

春宮亮範光

能登守具親」

二一　勝…ナシ（松）

二二　鴨長明…ナシ（部）

二三　左には…左に（松）

散位隆信
相模
讃岐
民部少輔隆範
散位隆実
散位鴨長明

講師
読師
判者　皇太后宮大夫入道俊成卿